

令和8年5月29日

保護者の皆様

岡崎市立三島小学校
校長 河合 由起子

気象警報発令時における児童の登下校について

日頃は、本校の教育活動に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、子供たちの安全の確保と災害防止のために、暴風警報・暴風雪警報・警戒レベル4相当以上の防災気象情報が岡崎市に発令された場合の登下校について、下記のように御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 気象警報の発表区分について

名古屋地方気象台より、「岡崎市」に警報が発表されているかどうかで御確認ください。

2 岡崎市に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表されている場合の対応

(1) 登校前に発表された場合

①午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

②午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から授業を行います。昼食をすませて通学班で登校してください。

◇このとき、登校時の通学班の集合時刻は、下記のように通常の5時間後と考えてください。 <例>通常午前7時30分 →→→ 午後12時30分

※保護者の方が児童を学校まで送られる場合は、通学班に連絡をしてください。

③午前11時以降も警報が継続されている場合は、臨時休業となります。

※上記①、②の場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、児童を自宅待機として登校させないこともできます。

(2) 登校後に発令された場合

①気象、交通機関及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させうると判断したときは授業を中止して速やかに下校させます。

②通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、児童の安全を校内において確保します。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼します。

3 岡崎市に「特別警報」(暴風・暴風雪・大雪)が発表されている場合の対応

(1) 登校前に「特別警報」が発表された場合

①児童を登校させないでください。

②特別警報解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に関する情報収集に努め、児童が安全に登校できると判断できるまでは、登校はしません。登校可能と判断できた後に、配信メール等で登校または臨時休業について連絡をします。

(2) 登校後に「特別警報」が発表された場合

- ① 児童の生命及び安全を確保するため、学校留め置きとします。また、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集を行います。
- ② 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

4 防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮」について

令和8年5月下旬から、以下のように新たな防災気象情報が運用されます。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

(気象庁 web サイトより)

(1) 警戒レベル5相当「特別警報」が発令された場合

- ① 登校前に、特別警報が発令された場合は、登校しません。
特別警報解除後の登校については、学校メールにてお知らせします。
- ② 登校後に、特別警報が発令された場合は、児童の生命及び安全を確保するため、学校にとどまり、校内の安全な場所で待機します。
特別警報発令中は、児童は基本的に学校にとどまります。保護者のお迎えについては、学校メールにてお知らせします。

(2) 警戒レベル4相当「危険警報」が発令された場合

- ① 登校前に、危険警報が発令された場合は、登校しません。
危険警報解除後の登校については、学校メールにてお知らせします。
- ② 登校後に、危険警報が発令された場合は、学校にとどまり、校内の安全な場所で待機します。
保護者のお迎えについては、学校メールでお知らせします。

(3) 警戒レベル3相当「警報」が発令された場合

- ① 平常登校、平常授業となります。
学校周辺の災害状況により臨時休業となる場合は、学校メールでお知らせします。
通学路等に危険な箇所があるなど、登校が困難と保護者が判断した場合は、安全が確保されてから登校することとし、そのことを学校に必ず連絡してください。

5 上記の「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」等が発表されていないが、大雨等により土砂災害、河川氾濫など、児童の安全確保に困難が予想される場合

上記の警報以外にも、道路が通行不可・冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長が認める場合は、児童を自宅待機とし、登校させないことがあります。また、各家庭の状況により、登校が難しい場合は、登校を見合わせる旨と理由を学校に連絡し、居所を伝えてください。授業を中止したり、学校を臨時休業したりする場合は、近隣小中学校と連携・確認の上、配信メールで連絡します。